

【指定居宅介護等サービス重要事項説明書】

1. 当事業所の概要

(1) 指定障がい福祉サービス指定番号および居宅介護等サービス提供地域

名称・法人種別	医療法人 滋賀勤労者保健会
法人代表者役職・氏名	理事長 今村 浩
事業所名	コスモスヘルパーステーション
事業所代表者役職・氏名	管理者 山田 陽子
所在地	滋賀県大津市坂本6丁目6-31
電話番号	077-579-4061
障害福祉サービス指定番号	2510101419
サービスを提供する地域	大津市内野田・仰木・日吉・唐崎・皇子山各中学校区

(2) 事業所の職員体制 (2024年4月1日時点)

管理者	1名	従業員・業務の管理および苦情処理 法令遵守の指揮命令 従業者への技術指導
サービス提供責任者	1名	サービス提供業務の管理と相談等 障害福祉サービス計画の作成 従業者への技術指導
初任者研修修了以上訪問介護員	15名	障害福祉サービスの提供を行なう
事務員	1名	事務業務全般

(3) 営業日・営業時間

平日 8:30~18:00 土 8:30~16:30

日・祝日 休業 *12月29日~1月3日は休業いたします

上記の営業日、営業時間のほかは、事前にサービス利用者と本会で合意された場合に、電話等による連絡や訪問が可能な体制をとる。

2. サービスの内容

○居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助）

- ・入浴等介助・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪を行います。
- ・排泄介助・・・トイレ等を使用する際の介助、オムツ交換などを行います。
- ・食事介助・・・食べることの介助
- ・衣服の着脱の介助・・・衣類の着脱の介助を行います
- ・移動介助・・・体位交換、室内移動、車椅子等への移乗を行います。
- ・外出介助・・・買い物、タクシーやバスの利用等の介助を行います。

② 通院等介助・・・通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

・その他必要な身体介護を行います

※医療行為はいたしません。

※一部の医療行為(経管栄養注入、痰の吸引)については、必要な研修を終えたヘルパーがいる場合など、お引き受けできる場合のみの対応となります。

※身体介護のサービスを行う上で「医療行為に類似するサービス」は法律で禁止されているため、ヘルパーが行うことはできません。ご家族ならできる行為も「ヘルパーの活動は禁止」されていることをご理解ください。

③家事援助(ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助)

▲できること

- ・買い物・・・日常生活に必要となる物品の買物を行います。
- ・調理・・・一般的な家庭料理、配膳、片付け、食器洗い等を行います。
- ・洗濯・・・日常的な衣類やタオル等の洗濯を行います。
- ・掃除・・・利用者が日常的に使用している居室、寝室、台所等の掃除を行います。
- ・環境整備・・・寝具の整理や生活上危険なものの整理等を行います。
- ・関係機関連絡・・・薬の受け取り、活動時間内の手紙の投函、代筆等を行います。
- ・その他必要な家事援助を行います。

▲できないこと

- ・買い物・・・利用者以外の方が使う物、贈答品、生活必需品以外等の買い物
- ・調理・・・時間のかかる手の込んだ料理、利用者以外の方への料理等
- ・洗濯・・・利用者以外の方の衣類、家庭用洗濯機で洗えないもの等の洗濯
- ・掃除・・・同居家族との共有部分や普段使わない部屋の掃除、大掃除、庭掃除等
- ・その他・・・ペットの世話、金銭管理(預貯金の引き出しや預け入れ、通帳やカードのお預かり)、留守の場合のサービス等

※家事援助では、援助内容が利用者以外に及ぶものである場合、サービスの提供ができません。「本人支援」「自立支援」の趣旨にご理解頂きますようお願いいたします。

③その他のサービス

- ・相談・・・必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的・精神で常に介護を必要とする人で、自宅の入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援を総合的に行います。

4. サービス利用に掛かる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、別途、実費で頂戴いたします。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は訪問するための交通費(サービス実施地域を超えた地点を起算点として)を頂きます。
(サービス利用料と共に1ヶ月ごとにお支払いいただきます)
- ② サービス提供にかかる公共交通機関などの交通費の他、入場料、利用料などが必要な場合、その実費を頂きます。(サービス利用時にその都度ご負担いただきます)

5. 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、利用者の都合によりサービス等利用計画で定めたサービスの利用を、中止又は変更することができます。

利用者の都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用日の前日17時までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無料
②利用日の前日17時以降、利用中止のご連絡をいただいた場合	1,500円(※.1)

(※.1) 訪問する職員の人件費分と交通費分として。

※ホームヘルパー業務規程として、利用者の留守宅に訪問することはできませんので、訪問中、外出されることがあれば、キャンセル扱いとさせていただきます。

○市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

○サービス利用の変更、追加は、職員の稼働状況により、利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

6. ホームヘルパーの担当制について

都合により利用者様にご迷惑をおかけすることがないように、複数体制で担当するようにいたします。また、サービスの円滑な提供のために担当の変更をお願いすることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。但し、変更の際には事前連絡と業務の引継ぎを必ず行います。

7. 緊急時の対応方針

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、支援相談事業所等へ連絡いたします。尚、心肺停止状態の場合は、すぐに119番対応します。サービス提供中以外で利用者様に急変が起きた時などの連絡先は以下のとおりになります。

営業時間内：077-579-4061

②サービスについての問い合わせ

所長 山田 陽子 電話 077(579)4061 受付時間：営業時間内

1 1、事故発生時の対応について

サービスの提供にあたり、事故のないように万全の注意を払いますが、それでもおきてしまった場合には、迅速に対応するとともに、真摯にその原因について分析し、再発防止に努めます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償をさせていただきます。

契約損保会社

三井住友海上火災保険株式会社

また、悪天候や職員の不慮の事故等により予定された訪問に支障が生じる場合があります。できる限り代替の職員を手配するなどの対応をさせていただきますが、万一の時には、相談の上、サービスを他の時間・曜日に振り替えさせて頂いたり、キャンセルの相談をさせていただきます。

1 2、人権擁護、虐待防止、身体拘束等の適正化について

利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のための委員会の設置、指針の整備、責任者の設置など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修の機会を講じています。

□事業所 虐待防止、身体拘束等の適正化に関する責任者 所長 山田陽子

1 3、非常災害時について

非常災害等の発生の際に、その事業を継続することが出来るよう、他の社会福祉法人と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努めています。

1 4、暴力団の排除について

本事業所を運営する法人の役員及び、管理者、職員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）であってはならない規程を設けています。またその運営において暴力団員の支配を受けることはありません。

1 5、その他 運営についての留意事項

- ・訪問前後に手洗いをさせていただきます。そのため、洗面所等をお借りします。
- ・飲食のもてなし・金品の贈答は、職員の就業規則にも反しますので、堅くお断りさせていただきます。
- ・入浴介助等に際し、職員はスリッパ、エプロン等を着用しますので、ご了承ください。（事情によってはその限りではありません。）

- 犬、猫等のペットに関しては、ケア中は別室に移していただく、リードにつないでいただく等のご協力をお願いいたします。
- 従業者に対する暴言・暴力・誹謗中傷等の行為、各種ハラスメント行為、従業員の写真や動画を許可なく使用することは禁止事項とさせていただきます。
- 職員の生命・身体の危険、またはハラスメント行為を行い、これを防止できない場合には1週間の予告期間をもってサービス提供を中止し契約を解約することがあります。
- 事業所は、利用者又は家族等が、故意にハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を事業者又は職員等に対して行い、事業所の申し入れにもかかわらず改善がなく、適切なサービスを提供することが困難であると認められるときには文書による通知により直ちに契約を解約することができます。

居宅介護等のサービス提供について、ご本人、ご家族に対して本書面に基づいて重要事項及び個人情報の取り扱いの説明をしました

年 月 日

<事業者> 医療法人 滋賀勤労者保健会 コスモスヘルパーステーション 印

<所在地> 〒520-0113 滋賀県大津市坂本6丁目6-31

<説明者> _____ 印

私は、本書面に基づいて重要事項及び、個人情報の取り扱いについての説明を受けました。

利用者 <住所> _____

<氏名> _____ 印

(家族) <住所> _____

<氏名> _____ 印

(代理人) <住所> _____

<氏名> _____ 印